

平成25年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

警察本部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
会計課	物品購入	車両用燃料8月分(ガソリン、軽油、エンジンオイル) (単価契約)	平成25年7月31日	滋賀県石油協同組合	12,577,700	業務の特殊性から時間・場所に関係なく県内あらゆる場所で給油する必要があり、この条件を満たすのは、県内大部分の給油所が加盟する当該業者のみであるため	2号	3イ
会計課	物品購入	車両用燃料9月分(ガソリン、軽油、エンジンオイル) (単価契約)	平成25年8月30日	滋賀県石油協同組合	12,577,700	業務の特殊性から時間・場所に関係なく県内あらゆる場所で給油する必要があり、この条件を満たすのは、県内大部分の給油所が加盟する当該業者のみであるため	2号	3イ
会計課	物品購入	車両用燃料10月分(ガソリン、軽油、エンジンオイル) (単価契約)	平成25年9月30日	滋賀県石油協同組合	12,659,400	業務の特殊性から時間・場所に関係なく県内あらゆる場所で給油する必要があり、この条件を満たすのは、県内大部分の給油所が加盟する当該業者のみであるため	2号	3イ